

事業主の皆様へ ハローワーク留萌からのお知らせ

雇用保険関係の手続きは

24時間・365日いつでも・どこからでも手続きができる

# 「電子申請」のご活用を！！

「電子申請」とは、今までの紙媒体で行っていた各種手続きを、インターネットを利用して行う手続き方法のことです。

【電子申請活用のメリット】

## ① 手続き時間や事務処理コストの削減！

ハローワークの開いている時間を気にせずに24時間365日手続きができるので、管轄のハローワークまで出向く手間と時間、交通費などの削減、郵送の手間と費用の削減など事務処理の生産性向上や経費節減効果が期待できます。

【電子申請活用のメリット】

## ② 天候や交通状況などに影響されない！

管轄のハローワークまで出向く必要がないので、外出時の天候、道路や交通機関などの状況に影響されないので、安心・安全に手続きができます。

【電子申請活用のメリット】

## ③ 書類の紛失や盗難などの心配が無くなる！

手続き書類の持ち運びがないため、個人情報が記載された書類など大切な書類を紛失したり、盗難に遭うなどのリスクを減らすことができます。

電子申請は「e-Gov電子申請」で！！

e-Gov電子申請とは、各府省への申請などの行政手続きを、インターネットを利用して行えるサービスです。



電子申請 <https://shinsei.e-gov.go.jp/>



# 「電子証明」・「GビズID」について

電子申請で雇用保険関係の手続きを行う際、電子署名用の「電子証明書」または「GビズID」が必要となります。

☞ 「電子署名」用の「電子証明書」を発行している機関（認証局）等については、こちらのURL  
(<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate>) からご確認ください。



☞ 「GビズID」とは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです（発行料無料）。発行については、こちらのURL (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) からご確認ください。



## 「雇用保険関係手続き電子申請のご案内」パンフレット

☞ <https://www.mhlw.go.jp/content/000745157.pdf>



初めからすべて電子申請を行わなくても、雇用保険の主要な手続きであり、比較的取り組みやすい「資格取得届」からスタートし、順次「高年齢雇用継続給付」や「資格喪失届」などに電子申請の利用を拡大していく方法もあります。

### 【電子申請ができる主な雇用保険関係手続き】

- ① 雇用保険適用除外申請書
- ② **雇用保険被保険者資格取得届**
- ③ **雇用保険被保険者資格喪失届**
- ④ 雇用保険被保険者証の再交付の申請
- ⑤ 雇用保険被保険者転勤届
- ⑥ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書／所定労働時間短縮開始時賃金証明書の提出
- ⑦ 雇用保険の事業所設置の届出
- ⑧ 雇用保険の事業所廃止の届出
- ⑨ 雇用保険の事業所の各種変更の届出
- ⑩ 雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届
- ⑪ **高年齢雇用継続基本給付の申請**
- ⑫ 雇用保険高年齢雇用継続給付（高年齢再就職給付金）の申請
- ⑬ **雇用保険育児休業給付(育児休業給付金)の申請**
- ⑭ 雇用保険介護休業給付(介護休業給付金)の申請
- ⑮ **雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付受給資格確認**

ハローワーク留萌

公式 ホームページ



制度情報や各種サービス など  
隨時更新しています。

ハローワーク留萌

公式 X (旧Twitter)



イベント情報やお役立ち情報 など  
随时発信しています。

ハローワーク留萌

検索

クリック



ハローワーク るもい

留萌公共職業安定所

Rumoi Public Employment Security Office

【管轄地域】留萌市、増毛町、小平町、苦前町、羽幌町、初山別村

ハローワークは国（厚生労働省）が直接運営している施設です。

（公式HP）[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage\\_00079.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00079.html)

〒077-0048

北海道留萌市大町2丁目12番地

留萌地方合同庁舎1階

**TEL 0164 - 42 - 0388**

開庁時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15

※土日祝日、振替休日、年末年始（12/29～1/3）は閉庁